定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十一月七日

神戸市中央区栄町通三丁目二番三号

岸本株式会社

代表取締役　岸本　剛一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十一月七日

兵庫県尼崎市玄番南之町四番地

株式会社柄谷工務店

代表取締役　柄谷順一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十一月七日

神戸市東灘区御影中町二丁目一番八号

株式会社ゴショー

代表取締役　柄谷順一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十一月七日

兵庫県尼崎市道意町六丁目四九番地

昌平株式会社

代表取締役　柄谷順一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年十一月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年十一月七日

兵庫県尼崎市玄番南之町四番地

株式会社スリーライン

代表取締役　柄谷順一郎

合併につき株券等提出公告

当社は、有限会社ワークと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年十一月七日

大阪府松原市東新町四丁目七番二一号

株式会社サンクス

代表取締役　高田　裕一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるウェイワンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十一月七日

東京都港区白金台四丁目五番五号パレステュディオ白金台九〇一

アブルグルド　マネジメント　リミド

日本における代表者　ウェイ　ワン

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である崔勇徹が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十一月七日

東京都港区港南一丁目八番二七号日新ビル#一三〇一

株式会社Ｕｉ２　Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ

日本における代表者　崔　勇徹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である多田精宏が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十一月七日

東京都渋谷区代々木一丁目五七―三長田ビル三階

アジョンインターナショナルＢ．Ｖ．

日本における代表者　多田　精宏

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である和田さとみが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十一月七日

東京都大田区池上三―三七―一三プリメーラ池上四〇三

Ｓａｒａ　Ｗａｔｔ，Ｉｎｃ．

日本における代表者　和田さとみ

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である清水昭男が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年十一月七日

東京都港区六本木六丁目一五番一号ケヤキ坂テラス

Ｐｅｎｓｏｎ　Ａｓｉａ　Ｌｉｍｉｔｅｄ

日本における代表者　清水　昭男

限定承認公告

本籍埼玉県蕨市中央五丁目三七七九番地、最後の住所東京都豊島区要町一丁目二番二号メゾンバーゼル二〇二号

被相続人　亡　奥山　映二

右被相続人は平成二十三年六月二十八日死亡し、その相続人は平成二十三年十月二十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月七日

埼玉県蕨市中央五丁目一二番二〇号

相続財産管理人　奥山　竜一

限定承認公告

本籍千葉県市原市西国吉一六八一番地八九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐々木利男

右被相続人は平成二十三年五月十八日死亡し、その相続人は平成二十三年十月十九日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月七日

千葉県市原市西国吉一六八一番地八九

相続財産管理人　佐々木礼子

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所横浜市西区藤棚町一丁目八九番地

被相続人　亡　中村三郎こと　趙　丁　奎

右被相続人は平成二十三年五月八日死亡し、その相続人は平成二十三年十月十三日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月七日

横浜市西区境之谷三六番地七

限定承認者　原田正子こと　趙　正　子

限定承認公告

本籍新潟県長岡市中之島四一四番地一三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　田西　文江

右被相続人は平成二十三年八月十八日死亡し、その相続人は平成二十三年十月二十六日新潟家庭裁判所長岡支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月七日

新潟県上越市石橋二丁目九番一五号

相続財産管理人　田西　信睦

限定承認公告

本籍富山県小矢部市西福町三二五六番地、最後の住所金沢市小立野四丁目一番一四号

被相続人　亡　岡本　吉弘

右被相続人は平成二十三年七月二十五日死亡し、その相続人は平成二十三年十月二十七日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月七日

富山県小矢部市西福町四番一四号

限定承認者　岡本　欣治

限定承認公告

本籍愛知県一宮市今伊勢町馬寄字舟入一番地一、最後の住所愛知県一宮市今伊勢町馬寄字舟入一番地一コープ野村Ｃ―六〇二号

被相続人　亡　水谷　洸

右被相続人は平成二十三年四月三十日死亡し、その相続人は平成二十三年十月二十六日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年十一月七日

愛知県一宮市向山町二丁目二二番地二

相続財産管理人水谷友則

右代理人弁護士　佐々木啓太